

(平成19年10月3日決定)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人芦別市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給する。

- (1) 常勤役員（本会会長）に対して、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合は、社会福祉法人芦別市社会福祉協議会役員等の旅費等の支給に関する規程第3条に基づき、費用を弁償する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員（本会会長）に対する報酬の額は、月額2万円とする。

2 常勤役員が職務のために出張したときは、社会福祉法人芦別市社会福祉協議会役員等の旅費等の支給に関する規程第2条に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員（本会会長）に対する報酬の支給日については、毎月21日とし、その日が休日に当たる場合は前日とする。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。